説　　明　　書

　　　年　　　月　　　日

　宇部市水道事業管理者

水道局長　　　　　　　　様

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（郵便番号 － ）電話番号 － －

　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について、次のとおり説明します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事の種類 | | 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等） | | |
| 工事着手の時期※ | | 年　　月　　日 | | |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　　程 | 作　業　内　容 | | 分別解体等の方法  （解体工事のみ） |
| ①仮設 | 仮設工事　□有　□無 | | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ②土木 | 土工事　□有　□無 | | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事　□有　□無 | | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体工事の工事　□有　□無 | | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事　□有　□無 | | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他  （　　　　　） | その他の工事　□有　□無 | | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| 工事の工程の順序  （解体工事のみ） | | □上の工程における⑤→④→③の順序  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  その他の場合の理由（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)※ | | トン | | |
| 廃棄物発生見込量 | 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ) | 種　類 | 量の見込み | 発生が見込まれる部分又は　使用する部分（注） |
| □コンクリート塊 | トン | □①　□②　□③　□④  □⑤□⑥ |
| □アスファルト・　　コンクリート塊 | トン | □①　□②　□③　□④  □⑤□⑥ |
| □建設発生木材 | トン | □①　□②　□③　□④  □⑤□⑥ |
| （注）①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他 | | | |
| 備考 | | | | |